

1. 件名：三菱原子燃料（株）使用前事業者検査等に関する面談
2. 日時：令和4年6月8日（水）10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、宮本原子力規制制度研究官、早川上席原子力専門検査官、  
松本主任原子力専門検査官、永井主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、  
館内主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、  
小野原子力専門検査官

三菱原子燃料（株）

安全・品質保証部 安全法務課長 他3名

#### 5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）から、令和4年5月24日に提出された設計及び工事の計画に係る軽微変更届を踏まえ、工場棟転換工場等に対する使用前事業者検査の実施等について事業者から資料に基づき説明があった。

- ・工場棟転換工場の鉄扉窓及びガラリに対する閉止工事について、使用する鋼板の寸法及び閉止位置を添付1に示した。使用前事業者検査では、所定の場所に設置されていることを施工業者の記録により確認する。
- ・加工棟成型工場、第2核燃料倉庫及び除染室・分析室のガラリに対する補修材による閉止工事について、消防法に定める公称作動温度にてガラリを閉止する仕様になっていることをメーカー仕様書等により確認することを使用前事業者検査要領書に記載した。
- ・補修材に求められ技術基準の安全機能要求は耐火のみであることから、使用する部材の強度は材料検査の対象としない。また、補修材の枠はガラリの外側に設置することから、耐火基準の検査として板厚は検査の対象としない。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・事業者の趣旨は確認した。
- ・加工棟成型工場、第2核燃料倉庫及び除染室・分析室の鉄扉ガラリに対する閉止工事について、外観検査の目視で補修材が作動し、ガラリを閉止する仕様になっていることを確認するとあるが、具体的に、検査者が目視で何をどのように確認するのか使用前事業者検査要領書に明確に記載すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：軽微変更に伴う新規工事における使用前事業者検査の検査方法及び判断基準について

以 上